

# 審 査 基 準

平成 2 7 年 5 月 1 5 日 作 成

法 令 名 : 国 有 財 産 法															
根 拠 条 項 : 第 1 8 条 第 6 項															
処 分 の 概 要 : 国 有 財 産 の 使 用 許 可															
原 権 者 ( 委 任 先 ) : 内 閣 総 理 大 臣															
法 令 の 定 め : 内 閣 府 所 管 国 有 財 産 取 扱 規 則 第 2 1 条															
審 査 基 準 : 別 紙 の と お り															
標 準 処 理 期 間 :															
<table border="1"><thead><tr><th>期 間</th><th>種 別</th><th>土 地</th><th>建 物</th><th>工 作 物</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 か 月</td><td>内 閣 府 所 管 国 有 財 産 取 扱 規 則 の 定 め に よ り 部 局 長 限 り で 処 理 す る も の</td><td colspan="3">継 続 使 用 ( 5 年 未 満 ) 短 期 間 使 用 ( 1 か 月 以 内 )</td></tr><tr><td>2 か 月</td><td>内 閣 府 所 管 国 有 財 産 取 扱 規 則 の 定 め に よ り 統 括 部 局 長 ( 警 察 庁 長 官 ) の 承 認 を 受 け 部 局 長 に お い て 処 理 す る も の</td><td colspan="3">継 続 使 用 ( 5 年 以 上 ) 短 期 間 使 用 ( 1 か 月 超 )</td></tr></tbody></table>	期 間	種 別	土 地	建 物	工 作 物	1 か 月	内 閣 府 所 管 国 有 財 産 取 扱 規 則 の 定 め に よ り 部 局 長 限 り で 処 理 す る も の	継 続 使 用 ( 5 年 未 満 ) 短 期 間 使 用 ( 1 か 月 以 内 )			2 か 月	内 閣 府 所 管 国 有 財 産 取 扱 規 則 の 定 め に よ り 統 括 部 局 長 ( 警 察 庁 長 官 ) の 承 認 を 受 け 部 局 長 に お い て 処 理 す る も の	継 続 使 用 ( 5 年 以 上 ) 短 期 間 使 用 ( 1 か 月 超 )		
期 間	種 別	土 地	建 物	工 作 物											
1 か 月	内 閣 府 所 管 国 有 財 産 取 扱 規 則 の 定 め に よ り 部 局 長 限 り で 処 理 す る も の	継 続 使 用 ( 5 年 未 満 ) 短 期 間 使 用 ( 1 か 月 以 内 )													
2 か 月	内 閣 府 所 管 国 有 財 産 取 扱 規 則 の 定 め に よ り 統 括 部 局 長 ( 警 察 庁 長 官 ) の 承 認 を 受 け 部 局 長 に お い て 処 理 す る も の	継 続 使 用 ( 5 年 以 上 ) 短 期 間 使 用 ( 1 か 月 超 )													
※ 所 轄 財 務 局 長 等 と の 協 議 に 要 す る 期 間 は 、 上 記 の 期 間 に は 含 ま れ な い 。															
申 請 先 : 国 有 財 産 部 局 長 島 根 県 警 察 本 部 長															
問 い 合 わ せ 先 : 島 根 県 警 察 本 部 警 務 部 会 計 課 管 財 第 一 係															
備 考 :															

別紙

## 審査基準

行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について（抄）

（昭和33年1月7日蔵管第1号）

### 第3節 使用許可

#### 第1 使用許可できる場合

「その用途又は目的を妨げない限度」において少なくとも使用許可できる場合を典型的に示せば、別添1のとおりである。

また、これらに限らず、「その用途又は目的を妨げない限度」において、使用許可をすることができる。

なお、使用許可するに当たっては、必要最小限度にとどめ、かつ、現状のまま使用収益させることとし、将来国の必要に応じてその使用収益を終了させた場合に、容易に原状回復ができる状態におくことを原則とする。

## 別添 1

### 使用許可ができる場合

#### 第 1 判断基準

各省各庁の長は、行政財産の「用途又は目的を妨げない限度」において使用許可することができる（国有財産法第 18 条第 6 項）。「用途又は目的を妨げない限度」とは、以下のいずれにも該当しないことを指す。

- 1 国の事務、事業の遂行に支障を生じるおそれがあること
- 2 行政財産の管理上支障が生じるおそれがあること
- 3 行政財産の公共性、公益性に反する以下の事項
  - (1) 公序良俗に反し、社会通念上不相当であること
  - (2) 特定の個人、団体、企業の活動を行政の中立性を阻害して支援することとなること
  - (3) 上記のほか、使用収益により公共性、公益性を損なうおそれがあること
- 4 その他行政財産の用途又は目的を妨げるおそれがあること

#### 第 2 具体的事例

上記第 1 の範囲内で、使用許可ができる場合を典型的に例示すれば以下のとおり。

- 1 国の事務、事業の遂行上その必要性が認められる場合
  - (1) 空港における給油施設、航空機整備工場、旅客ターミナルビル等（国の施設の機能又は効用を発揮するため必要）
  - (2) 気象情報の提供を行うための事務室等（国の施策の普及、宣伝等を行うため必要）
  - (3) 行刑施設における刑務作業の円滑な運営のための施設
  - (4) 各省庁の本省等における法令案の印刷、裁判所における裁判記録の謄写を行う事務室等（国の事務を国以外の者に行わせる場合等において、機密の保持及び事務能率の向上を図るため必要）
  - (5) 車両検査場における自動車登録番号標の交付等の代行、各省庁の委託を受け広報紙の編集を行う事務室等（国の事務、事業を国以外の者に代行又は委託した場合において、その円滑な運営を図るため必要）
  - (6) 国立公園の利用のための売店、宿泊施設、駐車場等
  - (7) 当該財産の管理上及び地元住民対策上の観点からの公共用飛行場、自衛隊の施設、提供財産及びその周辺財産の使用等

- 2 当該施設の利用が行政財産の公共性、公益性、中立性に反せず、一時的又は限定的なため、業務運営上支障が生じない場合
  - (1) 講演会、研究会等のため使用
  - (2) 駐車場として使用
  - (3) グラウンド等を野球大会等で使用
  - (4) 映画ロケ等のため使用
  - (5) 工事用の資材置場等として使用
  - (6) 自衛隊の飛行場や演習場を(社)日本グライダークラブや(財)ボーイスカウト日本連盟等による使用
- 3 公共的又は公益的な見地から当該施設の利用が必要不可欠な場合
  - (1) 災害等の応急施設として使用
  - (2) 電気、水道、ガスの施設の設置等
  - (3) 信号機の設置等(公的な施設のための僅少な面積の使用)
- 4 当該施設の利用が行政財産の公共性、公益性、中立性に反せず、社会的又は経済的な見地から妥当な場合
  - (1) 産学官連携や国有特許を扱う技術移転等のための国の試験研究施設の使用
  - (2) 鉄道の引込線、進入路、下水の引込みの設置等(隣接地の所有者等が当該施設を利用しなければ、土地利用や業務の遂行等が困難)
- 5 職員、来庁者や国の施設の利用者等の利便に資する場合  
食堂、売店、理髪店、保育所、現金自動預払機、印紙売りさばき所、車両検査場における都道府県税事務所、施設公開時のサービス提供施設等(職員のための福利厚生施設や来庁者等のための利便施設の設置)